

安芸太田町公告第28号

次のとおり公募型プロポーザルを実施するにあたり公告する。

令和7年4月10日

安芸太田町長 橋 本 博 明

1 プロポーザルの目的

本プロポーザルは、安芸太田町（以下「本町」という。）の松原地区拠点施設整備基本構想策定業務を行うに当たり、本町の意向を十分に理解した上で、民間事業者の豊富な経験、独自の技術やノウハウを活用し、優れた技術提案を公募型プロポーザルにより幅広く求め、優先交渉権者を選定することを目的とする。

2 業務概要等

別紙実施要項の通り

松原地区拠点施設整備基本構想策定業務公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本要項は、令和7年度予算で執行する「松原地区拠点施設整備基本構想策定業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 松原地区拠点施設整備基本構想策定業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書の通り
- (3) 業務期間
契約締結の日から令和8年2月28日まで

3 予算額

見積額の上限は 5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

公募開始	令和7年4月10日（木）
質問書受付	令和7年4月21日（月）まで
質問書に対する回答	令和7年4月24日（木）まで
提出書類等の提出期限	令和7年4月30日（水）
プレゼンテーション	令和7年5月15日（木）【予定】
審査結果通知書の送付	令和7年5月22日（木）【予定】
契約締結	令和7年5月下旬【予定】

※上記スケジュールは、町の都合により変更する場合がある。

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、参加申込書等の提出締め切り時点で次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

なお、再委託によって業務を行う場合は、再委託を受託する全ての法人又は個人が次の（2）から（6）の要件を満たすこと。

- （1）令和7・8年度物品等入札参加資格申請を提出していること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （3）広島県又は安芸太田町から指名停止措置を受けていないこと。
- （4）手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 提案を行う者は、法人格を有すること。

7 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書に関する質問は、質問書（様式 9）を電子メールに添付して送信すること。電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 期限

令和 7 年 4 月 21 日（月）まで（必着）

(3) 質問先

安芸太田町 地域協働課 地域振興係

メールアドレス chikikyodo※NOSPAM※@town.akiota.lg.jp

※送信の際はアドレス内の※NOSPAM※の文字列を削除すること。

※電子メールの件名は、必ず「公募型プロポーザル質問」を先頭に入力すること。

(4) 回答

令和 7 年 4 月 24 日（木）までに、質問書に記載したメールアドレス宛てに電子メールで回答する。但し、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者にのみ回答することがある。なお、本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保つことができないような質問には、回答しない。

8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

「様式 1 添付書類」のとおり。

(2) 提出期間及び時間

令和 7 年 4 月 30 日（水）の 16 時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。（2）に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、町はその責めを負わない。

(4) 提出先

「18 問い合わせ先」に記載する住所及び担当宛て

9 企画提案書について

企画提案提出書（様式 6）に企画提案書（任意様式）を添付のうえ、提出すること。なお、企画提案書の作成要項は以下のとおり。

(1) 様式等の形式

①表紙

「松原地区拠点施設整備基本構想策定業務」と記載すること。

②様式

A 4 版縦長辺綴じ・両面印刷でページ番号を付すこと。

③文字 フォントサイズ

11 ポイント以上・横書き

④提出部数

正本 1 部 副本 6 部

⑤制限枚数

表紙を除き、20 ページ以内とすること。

(2) 企画提案を求める項目

別紙仕様書の通り

①業務に対する基本方針

②従事担当者の松原地区拠点施設整備基本構想策定業務の進め方に対する提案

③業務の実施スケジュール・工程

④業務の実施体制（担当者の配置・町との協議体制・打合せ方法・打ち合わせ回数等）

⑤業務実績（担当者）

(3) 留意事項

①企画提案は、1 者につき 1 提案とする。

②再委託において参加する事業者は提案を行うことはできない。

③企画提案書提出後の修正、差し替え及び再提出等は認めない。

④本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て提案者の負担とする。

⑤企画提案書に記載する提案内容は、確実に実施できるものとする。

10 評価点の算出方法

別紙のとおり

11 審査方法

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に、本プロポーザル審査委員会が審査する。

但し、本業務に係るプロポーザル参加資格要件を全て満たした者が 5 者を超える場合には、提出された企画提案書等について、「10 評価点の算出方法」により書類審査を事務局において行い、全ての参加者にその結果を文書通知するものとする。書類審査は審査項目ごとに順位づけを行い、総合的な順位が高い上位 5 者程度について提案資格を有する者とし、プレゼンテーションによる審査を行う。

(1) プレゼンテーション実施日

令和 7 年 5 月 15 日（木）【予定】

(2) 実施場所

安芸太田町役場内

(3) 提案時間 20 分以内

(4) 質疑応答 30 分程度

(5) 参加人数 5 人以内

(6) 留意事項

①プレゼンテーションは、提出した企画提案書を用いて行うこと。追加資料の配布及び使用は認めない。

②プレゼンテーションは、業務担当者が行うこと。

③プレゼンテーションを行う順番は、参加申込の順番とする。

④プレゼンテーションでOA機器、備品等を使用する場合は、プレゼンテーション実施日の3日前までに申し出ること。プロジェクター等の映像機器を使用する場合、投影する情報は、提出した企画提案書のみとする。

また、使用する機器、備品等はすべて提案者が用意すること。

⑤審査は非公開とする。

12 候補者の選考方法

(1) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

但し、適切な提案がない場合には候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。

(2) 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の見積額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

13 審査結果

(1) 通知方法

プレゼンテーション審査を行った全ての者に文書にて通知する。

(2) 通知時期 令和7年5月22日(木)【予定】

14 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格申込要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合

(3) 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合

(6) 価格提案書の金額が「3 予算額」を超過した場合

15 情報公開及び提供

町は提出された企画提案書等について、安芸太田町情報公開条例の規定による請求等があった場合、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は開示しない。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とする。

16 契約の締結

選定した候補者と協議し、委託業務に係る仕様書の内容を確定させたうえで契約を締結する。
仕様書の内容は企画提案内容がすべて反映されるわけではなく、候補者との協議により最終的に決定する。

なお、選定した候補者との間で協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い提案書と協議を行うものとする。

17 その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「18 問い合わせ先」に提出すること。

(2) 提出書類及び費用

①提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

②本提案にかかる書類及び提出費用など、必要な経費は全て提案者の負担とする。

(3) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。但し、本町と契約に至った者が作成した企画提案書については、町が必要と認める場合には、町は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。

18 問い合わせ先

〒731-3622

広島県山県郡安芸太田町大字戸河内 784 番地 1

安芸太田町 地域協働課 地域振興係

メールアドレス chikikyodo※NOSPAM※@town.akiota.lg.jp

※送信の際はアドレス内の※NOSPAM※の文字列を削除すること。

別紙

松原地区拠点施設整備基本構想策定業務公募型プロポーザル評価基準

審査基準		点数	係数	評定点	備考
1. 提案の内容					
本事業の目的に沿った内容が提案されているか					
①業務委託の目的や内容について、十分に理解しているか。		4	4	16	48 点
②提案内容に具体性、妥当性、実現可能性があり優れているか。		4	4	16	
③独自の発想に基づく提案内容が含まれているか。		4	4	16	
2. 実施方針・体制					
①委託業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュール等の業務環境となっているか。		4	4	16	28 点
②業務内容に見合った必要な専門知識を有しているか。		4	3	12	
3. 事業運営等にかかる実績					
①過去に類似の業務で良好な実績を上げているか、同等の成果が期待できるか。		4	3	12	12 点
4. 経費の内訳					
①経費全体が事業目的を達成する上で適切に配分されており、所要経費明細が明白で妥当性があるか。		4	2	8	12 点
②コストの有効性について、見積価格を基に、次の算定式で判断する。 配点（4）×（提案中の最低見積金額）／（当手暗射見積金額） ※小数点以下を切捨て		—	—	4	
評定点合計（100 点満点）				100	

【評点表】

評点	
4 特に優れる	・審査基準に記した内容になっており、かつ内容が特に優れている ・提案内容に具体性があり工夫がある ・提案の根拠が論理的であり類似事例の実績を用いている
3 優れる	・審査基準に記した内容になっており、かつ内容が優れている ・提案内容に具体性がある ・提案の根拠が論理的である
2 普通	・審査基準に記した内容が示されている ・提案内容にある程度工夫が見られる

1 やや劣っている	・審査基準に記した内容となっていない事項があり、代替案もない ・提案内容が抽象的であり、工夫がない ・提案内容について説得力が乏しい
0 劣っている	・審査基準に記した内容が提案されていない ・提案内容が抽象的であり、具体性に著しく欠ける

○審査項目の評価は、2項目以上で「劣っている」の評価が付いた事業者は失格とする。

○各審査員の評定点の合計点が満点（100点×委員数）の5割に満たない場合は、失格とする。